

令和8年3月公表分〔本庁（出先機関を含む）〕（建物等修繕）

No.	事業実施課所	契約に係る業務名	契約締結年月日	契約の相手方の 名称及び所在地	契約金額（円） 〔消費税額及び地方 消費税の額を含む。〕	随意契約の理由	地方自治 法施行令 第167 条の2第 1項中の 該当号	備 考
1	総務部 財産活用課	令和7年度職員公舎 等修繕業務	令和8年2月13日	(株)第一ビルサービス 広島県広島市中区大手町5- 3-12	6,270,000	<p>財産活用課所管の職員公舎等の管理業務については、令和5年3月に実施した総合評価一般競争入札により、(株)第一ビルサービスが落札者となり令和5年度から令和7年度までを委託期間とする契約を締結している。</p> <p>同契約は対象施設に係る修繕業務を実施することを契約内容に含んでいるが、予算の都合上、修繕費の上限を7,200千円とし、上限を上回る場合は、県と協議の上実施することとしている。</p> <p>当該修繕業務は、入居者の生活維持や安全面から緊急に対応しなければならない修繕や、同一棟の他の入居者との調整を円滑に行う必要がある内容を含む場合があり、日頃から職員公舎等の管理業務に従事している者でなければ、緊急かつ円滑な対応が困難である。</p>	第2号	